

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）	（附則第五条関係）	1
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	（附則第六条関係）	2
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	（附則第七条関係）	3

○ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正） 第八十条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第十条第五項中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改める。 第十七条中「第六十五条第一項」を「第一百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改める。	（新設）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 （略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十四の四 （略） 五十四の五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。 五十五 六十二 （略）	（所掌事務） 第四条 （略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十四の四 （略） （新設） 五十五 六十二 （略）

改 正 案	現 行
（北海道開発局） 第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。 一 （略） 二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十二号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第百三十三号まで、第百三十三号（基準の設定に係るものを除く。）、第百三十三号、第百三十四号、第百三十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十八号に掲げる事務 三〇六 （略） 二〇五 （略）	（北海道開発局） 第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。 一 （略） 二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第百三十三号まで、第百三十三号（基準の設定に係るものを除く。）、第百三十三号、第百三十四号、第百三十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十八号に掲げる事務 三〇六 （略） 二〇五 （略）